

珠洲市の評価倍率については、令和 7 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、**令和 5 年度**の固定資産税評価額に乗ずる倍率となりますのでご注意ください。

（注）これにより求められた相続税評価額は、令和 7 年分の相続税評価額となります。

令和 7 年分の相続税評価額

= 令和 5 年度の固定資産税評価額 × 評価倍率

市区町村名：珠洲市

輪島税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
い	飯田町	農業振興地域内の農用地区域	%	—	純 2.1	純 3.0	—	—	—	—
		上記以外の地域								
		1 1 丁目・1 5・1 6 部	40	0.8	周比準	周比準	市比準	市比準	市比準	市比準
		2 1 1・1 2 部	40	0.8	周比準	周比準	市比準	市比準	市比準	市比準
		3 1 3・1 4 部	40	0.8	周比準	周比準	市比準	市比準	市比準	市比準
		4 2 6～2 9 部	40	0.8	周比準	周比準	市比準	市比準	市比準	市比準
		5 上記以外の地域								
		(1) 国道 2 4 9 号及び主要地方道蛸島港線沿い	40	0.8	中 16	中 32	純 0.9	純 0.9	—	—
		(2) 上記以外の地域	40	0.8	純 2.1	純 3.0	純 0.9	純 0.9	—	—
		石神町	全域	30	0.9	純 2.0	純 3.0	純 1.0	純 1.0	—
う	上戸町	農業振興地域内の農用地区域		—	純 2.2	純 3.0	—	—	—	—
		上記以外の地域								
		1 北方 国道 2 4 9 号沿い	40	0.8	周比準	周比準	市比準	市比準	市比準	市比準
		2 北方 1 部	40	0.8	周比準	周比準	市比準	市比準	市比準	市比準
		3 北方 2 部	40	0.8	周比準	周比準	市比準	市比準	市比準	市比準
		4 北方 3・4・5 部及び国道 2 4 9 号より東側のイ・い・ロ・ろの部	40	0.8	周比準	周比準	市比準	市比準	市比準	市比準
		5 上記以外の地域								
		(1) 国道 2 4 9 号沿い	40	0.8	中 7.2	中 14	純 1.2	純 1.2	—	—
		(2) 上記以外の地域	40	0.9	純 2.2	純 3.0	純 1.2	純 1.2	—	—
		お 大谷町	全域	30	0.9	純 2.0	純 3.0	純 1.0	純 1.0	—
か	折戸町	全域	30	0.9	純 2.0	純 3.0	純 1.0	純 1.0	—	—
		川浦町	全域	30	0.9	純 2.0	純 3.0	純 1.0	純 1.0	—
		く 熊谷町	全域	30	0.8	純 2.1	純 3.0	純 1.1	純 1.1	—
		さ 笹波町	全域	30	0.9	純 2.0	純 3.0	純 1.0	純 1.0	—
		し 正院町	岡田							
		1 県道沿い								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純 1.8	純 3.0	—	—	—	—

(注) 本市の評価倍率については、令和 7 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、
令和 5 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和 7 年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和 5 年度の固定資産税評価額に
上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。

市区町村名：珠洲市

輪島税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
し	正院町	(2) 上記以外の地域	40	0.9	中 8.3	中 17	純 1.0	純 1.0		
		2 上記以外の地域	40	0.9	純 1.8	純 3.0	純 1.0	純 1.0		
		飯塚、平床								
		1 県道沿い								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純 1.8	純 3.0	—	—		
		(2) 上記以外の地域	40	0.8	中 8.3	中 17	純 1.0	純 1.0		
		2 上記以外の地域	40	0.8	純 1.8	純 3.0	純 1.0	純 1.0		
		上記以外の地域								
		1 県道沿い								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純 1.8	純 3.0	—	—		
		(2) 上記以外の地域	40	0.8	中 8.3	中 17	純 1.1	純 1.1		
		2 上記以外の地域	40	0.8	純 1.8	純 3.0	純 1.1	純 1.1		
た	高屋町	全域	30	0.9	純 2.0	純 3.0	純 1.0	純 1.0		
	蛸島町	全域	30	0.8	純 2.1	純 3.0	純 0.9	純 0.9		
	の 野々江町	農業振興地域内の農用地区域		—	純 2.1	純 3.0	—	—		
		上記以外の地域								
		1 シ・ナ・ラの部	40	0.8	周比準	周比準	市比準	市比準		
		2 メ・ワ・子の部	40	0.8	周比準	周比準	市比準	市比準		
		3 上記以外の地域	40	0.8	純 2.1	純 3.0	純 0.9	純 0.9		
	狼煙新町	全域	30	0.9	純 2.0	純 3.0	純 1.0	純 1.0		
	狼煙町	全域	30	0.9	純 2.0	純 3.0	純 1.0	純 1.0		
ほ	宝立町	鵜島・宗玄	40	0.9	純 2.3	純 3.0	純 1.1	純 1.1		
		大町泥木・馬渡	30	0.9	純 2.1	純 3.0	純 1.1	純 1.1		
		柏原・黒峰・南黒丸	30	0.9	純 2.1	純 3.0	純 1.1	純 1.1		
		春日野	40	0.8	純 2.3	純 3.0	純 1.1	純 1.1		
		上記以外の地域	30	0.8	純 2.1	純 3.0	純 1.1	純 1.1		
ま	馬縹町	全域	30	0.9	純 2.0	純 3.0	純 1.0	純 1.0		
み	三崎町	大屋	30	0.9	純 2.0	純 3.0	純 1.0	純 1.0		

（注） 本市の評価倍率については、令和 7 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、令和 5 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和 7 年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和 5 年度の固定資産税評価額に上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。

市区町村名：珠洲市

輪島税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
み	三崎町	上記以外の地域	30	0.9	純 2.0	純 3.0	純 1.0	純 1.0		
わ	若山町	出田								
		1 道路沿い								
		(1) 農業振興地域内の農用地区域		—	純 2.1	純 3.0	—	—		
		(2) 上記以外の地域	40	0.9	中 5.6	—	純 0.9	純 0.9		
		2 上記以外の地域	40	0.9	純 2.1	純 3.0	純 1.2	純 1.2		
		広栗	30	0.9	純 2.1	純 3.0	純 0.9	純 0.9		
		上記以外の地域	30	0.9	純 2.1	純 3.0	純 1.2	純 1.2		
	上記以外	全域	30	0.9	純 2.0	純 3.0	純 1.0	純 1.0		

（注） 本市の評価倍率については、令和7年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、
令和5年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和7年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和5年度の固定資産税評価額に
上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。